

平成21年度(2009年度)金沢大学大学院法務研究科入学試験問題

試験科目	私	法
------	---	---

問題1と問題2の解答は、それぞれ別の解答用紙を用いること。

問題1 以下の事例は、実際にあった訴訟の事実関係をまとめたものである。これを読み、あとの問いに答えなさい。

X会社は自動車のディーラー(大手の販売業者)であり、A会社(自動車整備工場)はXのサブディーラー(ディーラーから仕入れた自動車をユーザーに販売する業者)であって、X・Aの両社は協力してユーザーに自動車の販売をしていた。

さて、ユーザーであるYは、昭和43年8月30日、Aから自動車(以下、本件自動車という)を買い受け、代金82万円をAに完済し、本件自動車の引渡を受けた。その際、Xは、AとYとの本件自動車の売買契約の履行に協力し、みずから、Yのために車検手続、自動車税、自動車取得税の納付手続および車庫証明手続等を代行し、そのため、自社のセールスマンを二、三度、Yのもとに赴かせたりした。

ところで、X・A間で本件自動車の売買契約が結ばれたのは、同年9月7日であった。そして、このX・A間の契約においては、AはXに対して売買代金71万円を翌年6月までの分割払いで支払うこととし、この代金の完済まで本件自動車の所有権はXに留保することが約定されていた。また、本件自動車はXの所有名義で登録されていた。

ところがその後、Aは、昭和43年11月から昭和44年1月までの3ヶ月分の割賦金の支払いを怠った。そこで、昭和44年2月24日頃、Xは、その支払いを催告したうえ、Aとの本件自動車の売買契約を解除し、留保していた所有権に基づき、Yに対して本件自動車の引渡を請求して、訴訟を提起した。

(問い)

上記の場合における、X・Yの法律関係を述べなさい(ただし、所有権留保の法的構成につき、「所有権的構成」に立って論述すること)。

問題2 つぎの事例を読んで、あとの問いに答えなさい。

Y株式会社は、発行済株式総数2000万株の東京証券取引所一部上場会社であり、監査役会設置会社である。Y社には、議決権を有する株主が3000名存在した。

ある事業年度の定時株主総会で、Y社は、1人の退任取締役に対する退職慰労金贈呈の議案を提出した。その議案の内容は、「本総会の終結時をもって退任される取締役A氏に対し、その在任中の労に報いるため、当社所定の基準に従い相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈したいと存じます。なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、取締役会にご一任願いたいと存じます。」というものであった。

株主総会の招集通知、その添付書類、議決権行使書面および株主総会参考書類には、退職慰労金の具体的金額を把握できる記述はなかった。

Y社には、取締役退職慰労金算定の基準として「取締役退職慰労金規程」があった。この規程の内容は株主総会参考書類には記載されていなかったが、規程自体は、Y社の本店・支店に備え置かれていた。そして、株主がY社の本店・支店を訪れて規程の内容の閲覧を求めた場合には、すぐに閲覧に供することができる態勢が整えられていた。

この議案について、Y社株式1万株を有する株主Xは、当該株主総会の場で、「退職慰労金の具体的金額を明らかにしてほしい。」という質問をした。それに対して、議長であるY社代表取締役Bは、「具体的金額は明らかにできません。それは取締役会で決定いたしますので、どうかご了承ください。」と回答した。

Xは、「納得できない。金額を明示してほしい。」と再度質問した。Bは、「これまで、金額を総会の場で明示したことはありません。どうかご了承ください。」と回答し、そこで質疑を打ち切った。

この議案は、X以外のすべての出席株主の賛成により可決された。

(問い)

本件株主総会決議の効力について論じなさい。